

| | |
|----------------|---|
| 議 案 名 | 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 制 定 趣 旨 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。 |
| 制 定 内 容 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第25条中「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に改正されたことに伴い、条例第26条の規定を改正するものです。 |
| 施 行 日 | 公布の日 |

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> | <p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> |